

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第36号	受理年月日	令和5年11月6日
件名	シルバー人材センターに関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>樹木せん定業務にかかる公益社団法人目黒区シルバー人材センター（以下シルバー）の現行の運用方式は、区民平等の原則に著しく反している。</p> <p>区民平等の原則とは、区民取扱の平等の原則と区民相互間の平等の両者を包摂した概念である。</p> <p>また、シルバーは、その定款で地域づくりに寄与、つまり貢献し、奉仕の精神で活動するとうたっている。</p> <p>無論、地域づくりには、その主体がなくてはならず、主体とは当然に個々の区民の総体である。せん定につき、個々の区民の緑の保護、保全は地域の緑化の推進に大いに貢献するところであるために、シルバーが契約自由の原則を盾に相手方の選択の自由ありとすれば、その定款に反し、自己矛盾である。</p> <p>また、シルバーは、独占体でないため、応需義務なしと主張するかもしれないが、誤りである。区民平等の原則に反し、応需義務なしとすれば、行政が各種の手厚い施策で非営利性のシルバーの事業展開を保証するべく担保していることと、これも矛盾である。</p> <p>シルバーは、特定の区民を標的として、権力的にその発注を拒絶し続けるのは、極めて不法行為に近く、正義に反する故、直ちにその姿勢は公益法人の設立の趣旨と性質を忘れた暴挙である。黙過すれば正義に反する。</p> <p>このことにより、以下の3点につき陳情する。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 シルバーは、不遜な態度を改め、義務であると認識すること。即ち陳情者の発注を必ず受注すること。2 せん定受注に関するシルバーの現行の不公平な受注方式、つまり常連客優先予約済受注方式の枠の存在により生ずる極めて不公平な受注方式を直ちに止め、公平な受注方式、例えば立会人づくりの公開抽選方式へ変更すること。3 シルバーは公共の福祉を図る存在に近く、区民平等の原則に従い、区民に対し奉仕の精神（シルバーの定款）で区民のため活動する存在であるとの認識をもたせること。			